

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
安心・安全なMICE開催支援（MICE施設向け）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ウィズコロナ社会の安心・安全なMICEの積極的な開催を促進し、国際文化観光都市京都の発展及びMICE関連産業の振興に寄与するため、京都市から公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）に支出される補助金を用いて、京都市内のMICE施設による感染拡大予防対策に係る経費の一部を補助する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第2条 補助対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす施設の管理・運営者（以下、申請者）とする。ただし、コンベンションビューローが必要と認める場合は、この限りでない。

- （1）京都市内の施設を管理・運営するもの
- （2）原則、過去3年間に日本政府観光局（JNTO）国際会議基準※を満たす国際会議を実施した実績のある施設を管理・運営するもの

※以下の①～④をすべて満たす会議

- ①主催者：「国際機関・国際団体」又は、「国家機関・国内団体」，
- ②参加者総数：50人以上
- ③参加国：日本を含む3箇国以上
- ④開催日数：1日以上

- （3）政治活動又は宗教的活動を目的としない施設を運営・管理するもの
- （4）申請者及び補助を受けようとするMICE施設（以下「施設等」という。）は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- （5）「新しい生活スタイル対応のための衛生対策等補助金」（仮称）の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、申請者が実施する感染拡大予防対策に係る経費とする。

（例）サーモグラフィー、非接触型体温計、換気のための大型送風機等の購入やWi-Fi環境の整備等に伴う経費

- 2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 3 第8条に基づく実績報告において、第5条に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

（補助金額等）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内とし、第2条

- （2）に規定の国際会議のうち、1件あたりの最大の参加者総数に応じて、下表のとおり、最大1,000千円を補助する。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、コンベンションビューローが特に必要と認める場合はこの限りではない。

| 参加者総数 | 上限額 |
|-----------|---------|
| 50名～199名 | 300千円 |
| 200名～499名 | 500千円 |
| 500名以上 | 1,000千円 |

2 京都府等による同様の補助金（以下「府等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち最も低い額とする。

- (1) 補助対象経費から府等の補助金の額を除いた額
- (2) 補助対象経費に3分の2を乗じた額
- (3) 上限額

3 申請数が多い場合は、上記申請要件を満たしていても、上限額まで交付できない場合がある。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE施設向け）補助金交付申請書（第1号様式及び2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、コンベンションビューローに提出するものとする。本補助金の事業期間は令和2年12月31日までとし、別途定める受付期限を過ぎた申請は受け付けない。

- (1) 年度内開催予定の案件一覧（様式は問わない）
- (2) 見積書、もしくは支払われたことを証明する資料
- (3) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの

（審査及び補助の決定と通知）

第6条 コンベンションビューローは、第5条による申請があったときは、補助対象の可否及び交付予定額を決定する審査を行うこととし、審査に要する基準などについては京都市と協議のうえ決定する。

2 前項の審査の結果、補助対象とすることが決定された申請者に対して、コンベンションビューローは公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE施設向け）補助金交付予定額通知書（第3号様式）を送付するものとする。

3 審査の結果、補助金の交付が適当と認められなかった申請者に対して、コンベンションビューローは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE施設向け）補助金不交付決定通知書（第4号様式）を送付するものとする。

（変更等の承認の申請）

第7条 補助事業等の中止又は廃止に係るコンベンションビューローの承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE施設向け）補助金中止・廃止届出書（第5号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第8条 補助対象事業の申請者は、事業の実績報告を、補助対象事業終了後2箇月以内に、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE施設向け）補助金事業実績報告書（第6号様式、第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 補助対象となる経費が支払われたことを証明する書類（領収書等）

(2) 実施状況がわかる写真等

2 但し、令和2年4月1日から令和2年7月14日までに実施され、完了した事業は、第3号様式による補助金交付予定額通知の日付より1箇月以内に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 第8条の実績報告による補助額の確定通知は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE施設向け）補助金交付額決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 申請者は、決定通知書受領後、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE施設向け）補助金振込依頼書（第9号様式）をコンベンションビューローへ提出し、これを以てコンベンションビューローは申請者に対し、補助金を支払うこととする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年4月1日以降に実施された事業について適用する。